

「平等」と「不平等」の民主主義論

小 田 健

はじめに

- I. 「平等」とは何か
- II. 経済的不平等に対する「寛容」
- III. 「平等」か「経済的不平等」か
- IV. 政治的平等に対する「不寛容」
- V. 「平等」・「差別」・「デモクラシー」

はじめに

今から10年ほど前のことであろうか、筆者がイギリス政治学会 (Political Studies Association) 研究会に参加したときのことである。会場はマンチェスター大学であった。多様なセッションの中に一つ、*If You're an Egalitarian, How Come You're So Rich* なる書物の合評を、著者であるコーエン (G.A.Cohen) 教授を交えておこなうというものがあった。筆者は単純かつ素朴でありながら刺激的でもあるその書名に惹かれてセッションに顔を出すことにした。セッションでの議論は侃々諤々、極めて盛況であったが、いかんせん、筆者の英語聴き取り能力ではその内容を十分に把握することはできなかった。ただ、書物のタイトルからして、おそらく、一つに「言うは易く行は難し」、つまり、規範としての「平等」を実現するのは難しく、結果的には理想としての「平等」と現実としての「不平等」が共存してしまうこと、いま一つに、「平等」一般と「経済的平等」の間にある種のギャップがあること、これらのことをコーエン教授が問題にしているのではないかと、その書名からして推測することができた。

幸い、帰国して早々に原書を入手することができ、また数年後には邦訳も出版されたので、書物の内容は概ね理解することが可能となった。しかしながら、その内容は筆者がタイトルから連想したものとはかなりの齟齬があった。とは言え、自らの語学力の乏しさに切歯扼腕するよりは、一つのフレーズからいくつかの問題提起ができたのだから、それについて一応の整理をするのが得策と考え、今回の執筆の機会を活用し、小論としてまとめることとした。その意味で、本稿はコーエン教授の書物に触発されて執筆したものではあるが、氏の書の内容紹介や

批判を主旨とするのではなく、あくまでも、書のタイトルから当初に連想した問題について、当該方面については甚だ浅学ながら、筆者なりの吟味を施そうとするのが目的である。昨今の日本の格差論との関連づけをも期待しながらのことである。

I. 「平等」とは何か

まずは初歩的、基本的なことから始めたい。「平等」とは何か。『大辞林』（三省堂）によれば「差別なく、みなひとしなみであること。また、そのさま」とある。淡泊なことこの上ない。他の辞典も大同小異である。おそらく、「平等」の二文字に関しては、これ以上の定義づけは出来ないであろう。しかし、これではコトバを噛みくだいたにすぎないので（殆ど同義反復である）、何かの議論を始めようにもスタートラインに利用できない。そこで、試しに、かのトクヴィルは「平等」をどのように捉えているであろうかを改めて確認してみた。言うまでもなく、『アメリカのデモクラシー』の有名な序文の出だしのことである。曰く「合衆国に滞在中、注意を惹かれた新奇な事物の中でも、境遇の平等ほど私の目を驚かせたものはなかった」¹⁾。

もちろん、これは「平等」の定義というほどのものではない。したがって、辞典の項目同様、議論の出発点としては堅固ではない。しかし、トクヴィルのこの文章から、「平等」というコトバに関して少なくとも二つのことが推定される。一つは、「平等」はしばしば「何か」についての平等として使用されるということである。いま一つは「境遇」という甚だ多岐にわたることからについての「平等」が語られうるということである。トクヴィルの序文に登場するものを挙げれば、権力、富、知識、徳義にとどまるが、「境遇」というからにはそのリストはさらに膨大なものとなるはずである。すなわち、トクヴィルの言う「平等」は、膨大な項目に渡る「境遇」の「平等」を意味するわけである。ただ、文字どおり膨大な項目に渡って「平等」が達成されるとはトクヴィルも考えてはいなかっただろうから、さしあたり、上に上げた四つの項目、すなわち、人間の社会生活にとって重要不可欠な「条件」における「平等」が、アメリカにおいて驚くべく実現されていたというのが序文の書き出しの意味であろう。

この序文での記述から、「平等」についての輪郭が多少明らかになったようにもみえる。つまり、収入や資産や、あるいは政治的権利における差異が徐々に解消していくことが、すなわち「平等化」ということである。しかも、トクヴィルにおいては、アメリカのみならず、ヨーロッパ各国において平等化は進行しており、いずれは「完全なる」平等化も達成されるだろうという見立てがなされる²⁾。大変結構なことであるかにみえる。しかしながら、こうした平等化、あるいは「境遇」の平等がなにゆえ「結構」なことからであるのかについては、明確な記述は必ずしもない。単に、第一に歴史的な事実として各種「境遇」の平等化が進行して行きつつあること、それは「神の御業」であると言う意味において不可避であるということ、第二に、人々は各自、例えば経済的な平等を希求すること、とりわけ、経済的な格差が縮小すればするほど、他者との平等をより強く欲すること、現代の概念に置き換えれば、平等化の進行が「相対的価値剥奪 relative deprivation」の心理によって加速されることが指摘されているにすぎない。社会

の個々の構成員にとっての平等を超えて、社会が全体として、すなわち社会制度として平等を達成することが望ましいことであるとの断固たる確信は、彼の序文からは読み取れない。

もちろん、貴族出自のトクヴィルに文字どおりの平等主義を期待すること自体に無理があるのだろうが、何はともあれ一見平等化を望ましい歴史的推移であるかのように取り上げ（「神の御業」という表現には、「必然」というニュアンスと同時に「理想」の含蓄がある）、しかしながら、その平等化が望ましいものであるとの論証めいたものが見あたらないのはやや奇妙である。奇妙である一事を除いても、そのことは、筆者の本稿での目的、つまりコーエン教授が取り上げる経済的平等に関して、その善し悪しを吟味しようとする立場からして、トクヴィルの証言を援用できないという意味で不都合である。

そのことに関連しては、次のような推定が可能である。およそ、「境遇」の平等が望ましいという言説を「立証」することは原理的に不可能なのではないかとの推定である。もちろん、望ましいか否かという、まぎれもない価値判断を「立証」することは、学問の本性からして不可能である。ただ、社会の圧倒的多数の人々が、ある社会構成原理を望ましいとしている事実を挙げ、「立証」の代替物とすることは可能である。実際、政治学者が民主主義を「よきもの」とあたかも当然のように前提した上で議論する場合がそれに当たる。民主主義を価値物として立証することは不可能であるが、現代においてはあまりにも多くの人々が民主主義を「よきもの」として取り扱うがゆえに、民主主義の価値があたかも自明のものであるか、または、その価値がすでに立証されたかのように「錯覚」するのである。しかしながら、経済的平等に関してはどうか。筆者の見立てでは、格差への反発が社会的、政治的に大問題になっているにもかかわらず、経済的不平等に対する忌避の情動はさほど強くない。例えば、貧富の格差（ここでは、「経済的不平等」と互換可能である）に対して、現代に到るもなおこれを是認する立場が散見される（どころか、後述のように、J. ロールズのような大哲学者もその一人である）。これについては後述する。

「平等」に関連してトクヴィルの序文にもう一点固執するならば、次の如くである。彼は、「平等」を「境遇の平等」という表現で使用した。他方、そのすぐ後で、「平等」を「デモクラシー」と同じコトバとして使用している。そして、別の箇所では、「デモクラシー」は「民主政治」と等置されている（邦訳による）。してみると、ここには読者を混乱させる若干の論理的な矛盾があることになる。すなわち、アメリカを訪れ、トクヴィルは様々な「境遇」の平等に驚嘆した。しかし、他方では、「平等」は「境遇」一般ではなく、政治的なものに限局されている。この不整合は何を意味するか。これも後述したい。

Ⅱ. 経済的不平等に対する「寛容」

経済的不平等に対しての人々の忌避感が比較的弱く、その論理的な対応として、経済的平等の価値化がさほど強くないことについては、これまたトクヴィルの序文のいくつかが話題の糸口として有効である。次のくぐりである。「たしかに、多くの人々が平等の発展のために貢献した。

しかしながら、彼らはかならずしもそれと意図していたわけではなかった。むしろその大多数は、意図に反して、あるいは無自覚のうちに、結果として平等化に一役買ってしまっただけに過ぎない³⁾。「意図に反して」とは穏やかではないが、それはともかく、このコトバは二通りの捉え方が可能である。一つは、人々は経済的平等など望んでもいなかったというものである。今一つは、人々が経済的平等を望んでいたか否かにかかわらず、結果として平等化が進行したという含蓄である。まず、後者から見ていきたい。

問題を次のように変形しよう。今仮に人々が経済的平等を望むとして、しかしかの方法を採れば果たして望みどおりの平等が達成できるか否かというようにである。これが可能であるならば、トクヴィルの説は必ずしも妥当ではなく、これが不可能であるならば彼の説は裏から支持されることになる。つまり、経済的平等化の進行は、人々が「意図」した結果ではないわけである。筆者の見立ては後者、すなわち、経済的平等は作為的に達成しようものではないというものである。

経済的不平等を是正するにはいかなる方法があるであろうか。原始共産制を夢想しつつ、私有財産制度の破棄によってこれを実現しようとしたのがマルクス主義およびその末裔であったが、これはどうやら失敗に終わったようである。資本主義さらには私有財産制度を維持したまま経済的平等を達成する方法については、先進諸国において模索されてきたところであるが、これにも特効薬というようなものはなさそうである。たかだか、累進課税、あるいは相対的富裕層に課する税負担により財源を捻出し、貧困層への福祉諸施策を実施するという再分配政策が採られる程度であろうが、これには富裕層からの反発が強く、何よりもまさに課税が私有財産の侵害に当たるとの原理的反発が生じうる。これに対して政治権力の側が説得を試みることはしばしば困難である。

資本主義社会における経済的不平等の発生、拡大は、初期の資本主義を除けば、主として、金融恐慌等に誘発される経済不況の結果としての企業の淘汰を原因とする。企業の破綻による失業者の増大が、当然のことながら貧困層を大量輩出し、不平等が拡大する⁴⁾。この、資本主義の宿痾に対し、政治権力がなしうることは極めて限られている。1929年の合衆国発の大恐慌を例に出すまでもなく、最近のバブル崩壊、リーマン・ショックに対し、財政、金融当局がいかに無力であったかは我々の記憶に刻まれている。それは、おそらくは農業における飢饉にも似た、自然現象に対しての人間の無力に類比出来るものであろう。

してみると、経済的不平等の解消も（あるいは緩和も）、財政、金融当局者の政策努力よりも、むしろ資本主義の、ほとんど自然現象に対比しうる景気循環の帰結として、景気が回復することによってもたらされると言って過言ではないであろう。企業の蘇生、失業者の減少は必然的に不平等を縮小する。そもそも、一国の経済成長自体が、雇用の増大を生み、貧困からの脱出のチャンスを創出するのであった。その意味では、人間は「経済的平等」を理想として掲げ、それを実現するために様々な政策を考案、実施し、その結果として経済的平等化が実現したというよりも、むしろトクヴィルの示唆するとおりの、「いつの間にやら」平等化が進行していたという体のものであろう。

さて、「意図に反して」の二つめの含蓄である。単純かつ素朴な思考実験を試みよう。今、構成員が等しくつまり「平等に」貧困にあえぐ社会と、他方、収入や資産において相当の差異が見られるものの、最下層の人々もそれなりの生活を送りうる社会のいずれが望ましいか、いずれを人は選好するかと問うてみよう。答えは自ずから明らかであって、後者であろう⁵⁾。つまり、このやや極端な想定の下では、「経済的平等」はそれ自体では価値を構成しない、一定の「不平等」があっても人は「豊かさ」を選好するという結論になる。

想定例が極端すぎると言われる向きには、次のような別の例を提示してみよう。今、構成員がもれなく年収1000万を確保出来る社会を想定しよう。これは望ましき社会か。もちろん、全員もれなく貧困にあえぐ社会に比較してこれははるかに幸福な社会であって、人は躊躇なく年収1000万を享受しようとするであろう。しかし、条件を一つ付加すればどうであろうか。すなわち、構成員は1000万の収入を下回ることもないが、またそれを上回る収入を得ることが出来ないという負荷を課された社会のことである。実のところ、経済的に平等な社会とは、とりあえず数量的に表現すればそういう社会であろう。さて、人はどのような選択をするか。もちろん、資本主義は維持され、経済的自由が憲法上保障されているという前提の下である。人はこのような社会は（全員が等しく貧困にあえぐ社会よりはよいが）必ずしも望ましいものとは考えないであろう。1000万を2000万にし、さらにその上を狙うのが、企業人ならずとも、人間の経済活動の原理原則であるにもかかわらず、それが禁じられるからである。その際、経済的平等よりもむしろ「差別化」が選好されていることになる。

およそ、能力と幸運があれば人は巨万の富を獲得することができる。その意味で、言うまでもなく、資本主義社会での経済活動はゲームに類似する。そして、ゲームと同様、勝敗が帰結として生じる。他方、ゲームと同様、そこには公正の原則が貫徹しなければならない。信義則は、経済活動の遵守すべき原理原則である。それを象徴するものが「機会における平等」であろう。機会の平等が保障された条件の下、なされた経済活動の結果として勝敗が決する。すなわち、論者の言う「格差」が生じる。価値偏倚性を無視して、これを経済的不平等と称しても可である。さて、このようにして生じた経済的不平等を、唾棄すべきものとして「平等主義者」が言いつの状況を、マルクス主義的原理主義者は別として、筆者は寡聞にして知らない。平等主義者は、必ずしも経済的不平等に非寛容ではないのである。かのコーエン氏の胸中にあるシナリオとは若干の齟齬がある議論かもしれないが。

現今の「格差社会」論者は格差の拡大と固定化（＝世代間継承）を問題視し、その是正策を提示するが、それは概ね、富裕層からより多くの税を徴収し、それを貧困層に分配するという、ある意味で伝統的な手法であって、これは必ずしも格差（くどいが、「不平等」と互換してもよい）自体を悪とみなしこれを根絶するという思惑に出るよりも、むしろ貧困者救済を主たる目的に掲げるのが彼らの立場であるかにみえる。累進課税の強化は、格差是正の方策であるよりも、実態としては貧困者対策の一法である。累進課税が強化され、福祉政策が実行される限りにおいて格差、不平等は容認される。主たる争点は、「平等」対「不平等」ではなくして、「豊かさ」対「貧困」である。

本稿執筆中（2011年10月）、アメリカにおいて、「格差是正」をシンボルに掲げた市民運動が頻発し、近未来のアメリカの政治状況を変更するほどの勢いであるが、この運動の特徴をやや皮肉に眺めれば、第一に、響きのいい（インパクトに富むという意味において）「格差是正」を唱道するかにみえて、その実は、失業者の救済、貧困層への福祉施策を要求するものである。第二に、その結果として、この運動には、インパクトのあるシンボルはありえても、論理整合的な「反不平等論」がないとされる。ここには、「不平等」（あるいは「格差」）と「貧困」の論理的には誤った等置が見られる。もちろん、「不平等」、「貧困」いずれも是正されて然るべきであろうが、両者が、似てはいるものの、明確に異なる点は忘れてはならない。それを閑却したかゆえに、整合的なスローガンが成立しがたいと見るべきである。

Ⅲ. 「平等」か「経済的不平等」か

これまでの筆者の推定が正しいとすれば、次なる議論は以下のようになるはずである。

第一に、「貧困」と「不平等」は論理的に別のものである。したがって、「相対的貧困率」なる概念を使って貧困者の増大を指摘したとしても、それは不平等の増大の証明をしたことにはならない（筆者の乏しい知識の範囲であるが、ジニ係数のみが不平等の増大を一定程度反映しうるもののようなものである）⁶⁾。繰り返しになるが、昨今の「不平等論」が、貧困層の増大を以て不平等に非をならしているとしたら、それは論理的な誤謬を犯していることになる。

第二に、「不平等論」が「不平等」の名の下に経済的不平等、すなわち、収入、資産の格差のみを取り上げることに読者は違和感をもつべきである⁷⁾。なぜなら、経済的不平等のみを不平等として取り扱うためには、当該社会において、人々にとっての他の「境遇」の不平等がすべて解消された場合か、平等・不平等は経済的なことがらのみに関わると強弁するかいずれかまたは双方でなければならず、かつ、前者は現実と齟齬し、後者は論理的に破綻するからである。トクヴィルを想起するまでもなく、人間にとっての「境遇」は経済的なものに限られない。

もちろん、経済的なものは重要であって、貧困は人間にとって極めて深刻な事態であり、時として生命にも関わることがらである。その意味で、「不平等論」が貧困問題を「不平等」の名において断罪し、解決しようとする試みは至当であり、その揚げ足を取ることが筆者の本意であるわけではない。ただ、前章で見たように、「経済的不平等擁護論」の台頭する可能性のある状況において、経済的なものだけに議論を限定しながら「不平等」一般を語るかに見える点については、論理的な整合・不整合とは別にある種の危うさを筆者は看取せざるをえない。

今、年収1000万のAなる人物と、年収500万のBなる人物を対比させ、両者の間には「格差」があると指摘しても、人はその言説に格別の違和感をもつことはないであろう。しかし、仮に、AとBの間に断固たる「不平等」があると指弾する者があれば、人は奇異の印象を受けざるをえない。また、いずれも年収1000万の人物XYを比較し、両者には「格差」がないとはいっても、このことから、直ちに両者が「平等」であるとの結論にジャンプすることは、日本語の用法として相当の無理がある。このような、「格差」と「不平等」の用法の相違から、両者の異

同を探ることができるとの期待が、以下の行論のモチーフである。

とりえず確認できることは、年収の多寡をもって「格差」を論じることはできても、そのことから直ちに「平等（または不平等）」の議論を展開することはできないということである。その理由については別稿で言及したところであるが⁸⁾、要するに、「格差」は単一の属性（収入であれ、学力であれ、学歴であれ）、しかもしばしば定量化の可能な属性の差等に関わる概念であるのに対し、「平等」は特定の属性に還元できない、したがって量化することのできない概念であることに由来する。カントではないが、まさに各人を「等しく」目的それ自体として「扱う」のが「平等」の本質であって、強いて言うならば、「人格の対等性」を構成要件となし、その含蓄は特別の属性の同等性とは殆ど無縁である。

とは言え、「平等」の前に「何々の」を付し、例えば、「経済的平等」、「政治的平等」等々と語法を変えれば、上記の議論は必ずしも妥当しない。すなわち、「経済的平等」とは、概ね収入、ないし資産の同等性を指し、「経済的不平等」とは概ねそれらの同等性が著しく損なわれている事態を指すコトバではあろう。しかしながら、今更喋々するまでもないが、再び年収1000万のA氏と500万のB氏に登場してもらうとして、両者の間に「経済的不平等」があるとか、また、いずれも年収1000万のX、Y両氏が経済的に「平等」であると査定するには、この際いささかの無理があろう。上の文章で、ことさら「概ね」と条件付けをしたのはそのためである。理由は、実のところ無数に措定出来るのであるが、ここでは一点、その際の「経済的（不）平等」が財貨獲得の「機会」に関わるものであるのか、あるべきなのか、それとも「結果」に関わるものであるのか、あるべきなのかという、古典的な争論が未だ決着を見ず、また決着の見通しすら立たないことが人々の「経済的平等」概念の滑らかな使用を妨げている一因であることのみ指摘するにとどめよう。

「不平等」は「平等」ではないことを意味する。言い換えれば、「不平等」は「平等」の対立概念である。かつ、これらのコトバは価値偏倚的、つまり一方は望ましく、他方は望ましくない事態を表象する。しかしながら、第一章で示したように、なにゆえそうなのか、つまり、「平等」がなにゆえ価値を構成し、「不平等」がそうではないのかの根拠づけは、かのトクヴィルをもってしても困難であった。まして、浅学非才の我々が安易に正答を用意できるたぐいのものではない。しかし、それにしても、なにゆえ解答がかくも困難であるのか。もちろん、既述のように、価値の問題はひっきょう主観の問題であって、学問が正答を用意できるものではないということがある。しかし、ここで視点を変えて改めて平等・不平等の問題を眺めるならば、価値の問題とて、あなたがち客観性を標榜する科学の埒外にあるものでもないことが見えてこよう。この際、それは「初心に帰る」ことである。しかし、それについては、最終章で言及しよう。

IV. 政治的平等に対する「不寛容」

経済的平等・不平等なるものに対しては、人々は存外に「及び腰」であることを第2章の話題にした。何を以て平等が達成されたかの認定が難しいこともあろう。また、市場での富の獲

得が一種のゲームである以上、「起死回生」の可能性は常に残されているのであり、その限りで、現時点での不平等が重大視されにくいという事情もあろう⁹⁾。いずれにせよ、収入、資産という、人間の生活にとっては最も重要な「境遇」に関しては、逆説的にも、平等・不平等の明確な争点化が常になされるというわけではない。「不平等」のシンボルの下に「貧困」が実質的な争点になるのが実情のようである。

ところが、極めて興味深いことに、ことがらが政治的平等に及ぶとき、我々の語法は俄然能弁になる。政治的平等とは「一人一票」の原則（言うまでもなく、一人二票またはそれ以上であつても票数が各自等しければ同じことである）であるとの簡潔な総括は、R. ダール氏始め多くの政治学者の託宣であつて¹⁰⁾、これには異論を挟む余地はないかに見える。経済的平等とは何かについての気の遠くなるような争論の歴史に比して、政治的平等の定義付けが甚だ容易であるか見え、また別段の異論も生じさせない。なぜか。解答は極めて単純であつて、要するに、政治の世界において「平等」は「一票の平等」以外にはありえないからである。

筆者は、かつて「権力」と「影響力」の概念的差異について若干の考察を試みたことがあるが¹¹⁾、今は両概念の差異は棚に上げるとして、政治の世界は、「力」の不均等な配分を以て成り立つ世界であることを想起すれば、上に述べたことの解答は自ずと明らかになる。政治の世界は、権力や影響力のさきわう世界である。そして、権力も影響力も力の不均等配分、すなわち、言うなれば「政治的不平等」をその本質とする。その意味で、政治の世界は、元来「不平等」によるのみ成り立つ世界である¹²⁾。

ところで、政治学者が「政治の世界は不平等で成り立つ」と呟いたところで、そのことは、さして学問的にも、いわんや社会的、政治的にも問題になることはない。しかし、現代において、政治家もしくは著名な思想家がこれと同様の文言を公にしたならば、世論は激怒し、政治家ならばその政治生命が瞬時にして尽きること必定である。なぜなら、現代は民主政治の時代であつて、民主主義こそが時代の精神を構成する。民主主義は必ずしも平等と等置出来るものではないが、およそ民主主義を標榜する人士が平等に唾することは出来ないという意味で、両者は密接な関係にある。であるとするならば、民主主義を原理とする政治社会において、「不平等」は存在してはならない奸物である。民主政治は「政治的平等」を達成しなければならない。あるいは、すでにして達成しているはずである。「政治の世界は不平等で成り立つ」筈がないのである。しかしながら、政治の世界が、事実として権力や影響力によって成り立つ世界である以上は、字義どおりの「平等」はそこでは望むべくもない。残念ながら「政治の世界は不平等によって成り立つ」のが現実である。しかしながら、再度しかしながら、民主政治は「平等」を目指さなければ立ち行かない。

これらのジレンマの唯一の解法は「欺瞞」である。各人に「等しく」一票を付与することによって「政治的平等」が達成されたと強弁する欺瞞である。この欺瞞は二重の意味での欺瞞であるが、第一の意味での欺瞞については上に述べたことに尽くされる。すなわち、権力ないし影響力において多様かつ甚大な差異がありながら、一人一票の実現を以て政治的平等が達成されたとする欺瞞である。これは、「ブルジョワ的イデオロギー」という名付けによって、すでに一世紀を

はるかに超える過去において、マルクス等によって指弾されている、今や常識として共有されている知見にほかならない。ただ、筆者の意図は、マルクスの罅みにならって、一人一票すなわち政治的平等なる「ブルジョワイデオロギー」の欺瞞性をここで糾弾することにはない。単に、政治的平等は「一人一票」という、いわば矮小化されたかたちでのみ実現可能であって、そのことが翻って政治的平等の議論を単純化し、政治学的な議論を「前進」可能にさせている皮肉を指摘したいからにほかならない。

さて、第二の意味での「欺瞞」である。これまた、あまたの先学がすでに喝破したことであろうが、筆者もあえて後塵を拝しつつ議論に参入したい。それは普通選挙の導入が民主主義の発展の重要な契機とみなされることに関連しての議論である。もとより、普通選挙の実現、充実が民主主義の原理に叶い、であるがゆえに民主政治の発展を意味することに異論のある向きはなかろうし、筆者もその点では、同様である。ただ、そこにはやはりある種のごまかし、つまり「欺瞞」の臭味がただようことも否定できない。「でも暗し」という、大正期日本の庶民がひそかに呟いていたコトバがある。言うまでもなく、大正デモクラシーの華やかさの背後に、不況、増税、飢饉といった、人々の生活と生命を脅かす影が、大きくかつ濃く立ちのぼっていた現実を端的に表現する一句である。

普通選挙とは、定義上、収入、資産の多寡にかかわらず各人に一票を付与する選挙制度を意味する（婦人参政権は通常普通選挙の成立の要件とはされない。したがって普選は性別を克服しない）。言うならば、経済的不平等の存在にもかかわらず政治的平等を達成するとの事業である。富める者も貧しき者も、選挙あらば等しく一票を投じることが叶う。これは、まぎれもなく民主主義の美談である。しかし、他方では経済的不平等を隠蔽する「欺瞞」として政治的平等が機能する側面も否定できないであろう。まさしく、大正「でも暗し」である。

さて、ここで筆者は自らの議論を整理し直さなければならない。というのも、さきほど、「経済的平等」というものはその意味するところ甚だ多岐にわたるのであって、軽々にこれを使用すべきではないと述べた、その舌の根も乾かぬうちに、ここでは「政治的平等」と「経済的平等」の関連を涼しげに論じているからである。筆者をしてそのような愚挙をなさせたのは、恐らくは、「政治的平等」が各人への一票の等しい付与以外のものではありえず、したがって、「平等」概念に通有の多義性がそこでは見られず、「政治的平等」は票数の多寡に還元され、その結果、「平等」と「格差」の齟齬がミニマムになる。すなわち、「格差」と「平等」を代替的に使用して可との錯覚、もちろん、それと意識しつつの錯覚であるが、があったからであろう。それゆえ、正しくは、普通選挙は、経済的格差があるにもかかわらず、各人に一票の選挙権を付与することによって、経済的格差を政治的格差から切り離し、かつ、後者によって前者を隠蔽する作業であると言い換えなければならない。

話題を戻そう。政治の世界においては、「平等」は選挙における各人の投票権の同等以外にはありえない。各人の票の平等をもってのみ「政治的平等」が達成されたとみなす以外に方途がない点に、端なくも民主主義の貧困が垣間見えるとも言えよう。ただ、既述のように、「平等」が（カント的な意味での）人格の自己目的化、そしてその帰結としての人間の「価値」の同等

性を意味するものであるならば、一票を投じる権利を国民に等しく保証する制度は、経済的な平等以上に、人格的価値の同等性すなわち平等を具体化する制度であると言えよう。したがって、民主主義と平等を標榜する人士にあっては、投票における平等を軽視することがあっては断じてならない。たとえ、その平等に政治的現実を韜晦する意図が見て取れるにしてもである。

政治の世界においては、「(不) 平等」は「格差」と重複しうると前段で記したが、その重複とは、政治の世界における平等が、投票権の多寡すなわち格差の是正以外のものではありえないという一点のみのことである。「(不) 平等」が価値偏倚的な用語であって、「格差」が価値中立的な用語であることについては、筆者は別稿でやや詳細に記したところであるが、投票権の「格差」はあくまでも事実の陳述であって、これに価値偏倚的な（つまり、マイナス・シンボルとしての）「不平等」で形容するのは、要すれば、糾弾し破壊しなければならぬ「標的」を是が非でも発見しなければならない民主主義の成果が、投票権の有無、あるいは一人宛の票数の多寡以外には何一つなかったことの帰結にほかならない。なるほど、投票権をもてる者ともたざる者は相互に不平等である。民主主義の立場としては、これを看過することは出来ず、早晚適正化せざるをえない。そして、票をもてる者ともたざる者の間には格差があると言ってよいであろう。しかしながら、このことから直ちに、「格差」が「平等」と同様の価値偏倚性をもつとの結論に達することは出来ないとの一点は銘記すべきである。

V. 「平等」・「差別」・「デモクラシー」

「平等」とは何か。「差別なく、みなひとしなみであること」が国語辞典の記述であった。筆者は、これを一たびは一蹴したが、いま価値の問題として「平等」を捉える段になり、この簡潔であるがゆえに無内容であるかにみえるコトバが俄に効用をもちはじめた。つまり、次のような思考実験が出来るのではないかということである。

先では、「平等」の対概念として「不平等」を設定した。もちろんこのことは誤りではない。しかし、今仮に、「平等」の対概念を「差別」とすればどうであろうか。様相は大きな異なりを見せてくる。すなわち、「平等」対「不平等」では、とりあえずある「境遇」の差異が事実として存在するか否かの認定が問題になり、次いでその是非が問われる。その意味で、価値的な評価は二次的なものとなる。さらに、「境遇」の差異が前面に出るのであって、各人の「人格」の差異、あるいは人間としての価値の差異は問題視されない。それに対して、「平等」対「差別」では、「境遇」の差異は既に自明のことがらとして認識が共有され、それを前提として、あるいはそれを理由として、「人格」の取り扱いの差異、換言すれば人間としての価値の評価の差異が発生する事態が示されている。

視点を変え、改めて両者の相違を見てみよう。「不平等」は、なるほど概ね人間の営為の結果として発生するものではあるが、特定の人物、例えば時の権力者が意図して作り出そうとする、あるいは作り出せるものではない。むしろ、意図して実現しようとするのは（第2章で述べたように、それに成功するか否かは全く別として）「平等」である。トクヴィルによれば、かつて

は、国王ですら（だからこそ）社会の平等化に奔走したそうである。それに対し、「差別」は「境遇」における何らかの差異（それは既に存在するものとして広く認知されている）、を理由として、あれこれの人間の「ひとしなみ」な取り扱いをしないことである。しかも、「差別」の理由としては、しばしば人間の営為によって発生したものではない「境遇」、あるいはもはや「境遇」ではなく「属性」とでも表現すべきもの、例えば身分、性別が主要な契機として援用されてきた。また、「平等」を標榜する社会革命の典型的な事例として、王制の打破、身分制の破壊が挙げられるのは、身分制が一種の「自然」と表象されることの帰結である。さて、人格の差別的取り扱いと、事実としての「境遇」の差異のいずれが、例えば宗教的観点からして許容しがたいものであるかは言うを待たないであろう。その意味で、トクヴィルが「平等」を「境遇」の平等と定義した瞬間に、彼は象徴としての「平等」のもつ訴求力を著しく損なってしまった。

「平等」の対概念としての捉えられる「差別」は、人々をひとしなみに扱わないことである。いわば、人格的価値に差等を設けることである。しかしながら、何らの理由もなくランダムに人を差別的に扱うことが現実に通用するとは考えにくい。そこには何らかの「理由」があるはずである。肌の色、性別などがその代表的なものである。人種、性別などは、本人の作為で発生したものではないが、部分的に本人の作為、営為に由来する収入や学歴で「差別」が発生することも当然ありうる。これらのことがらをトクヴィル流に言うならば、「境遇」Aの不平等で「境遇」Bにおける取り扱いに差別が生じるという文言になる。してみると、彼の「境遇」の平等云々のくぐりには、いささか論理的な不協和音を奏でていることになる。上記の、人種、収入等々の「境遇」の差異それ自体は本章の意味での「平等」、すなわち「差別」に対立するものとしての「平等」に背反するものではないからである。トクヴィルにとっても、また我々すべてにとっても、「平等」はいかにも多義的であって、論理的な処理が難しい。

ところで、先の章において、筆者は（意地悪くも）貧富を問わずしての「一人一票」の原則が、経済的不平等を隠蔽する機能を有すると述べた。確かに、政治的平等としての「一人一票」に欺瞞的な側面があることは否定しえない。再三の引用になるが、「大正でも暗し」の名セリフがそのことを的確に言い表している。しかしながら、翻って次のように考えることも可能である。すなわち、経済的不平等があるにもかかわらず、つまり一方の貧者と他方の富者とともに等しく一票を与える所業は、まさに「差別」とは対極という意味での「平等」に正確に該当する行為ではないかということである。「境遇」Aに差異あるにもかかわらず、「境遇」Bで「ひとしなみ」に扱うということは¹³⁾、本章で言う（初心に帰って定義し直した）「平等」の模範事例である。

実のところ、「境遇」Aが異なるにもかかわらず「境遇」Bについてひとしなみに扱うという作業は、言うは易いが行うは難しい。例えば、「男女雇用機会均等」の理念は、性別によって経済的不利益をもたらさないとの趣旨に出るが、性別によって、またそれに随伴する能力の有無によって、「ひとしなみ」の扱いが不可能な領分もあるのであって、制度という名のタテマエとしてすらも、完全な「均等」を達成することは甚だ難しい。そもそも、性別に関わる問題に限らず、何を以て平等（トクヴィルの意味での）が達成されたかと認定すること自体、数量化が最も容易であるかにみえる経済的平等においても困難であって、議論は多岐にわたり、それが

単に収入や資産の等量に還元できるものでもないことは、経済学者ならずとも容易に推察しうる。

筆者は、先の章で、およそ政治の世界で「境遇」の平等というものが考えられうるとすれば、それは「一人一票」の原則以外にありえないと記した。さて、本章での推論を進めて行くならば、むしろ次のようになろう。「差別」の対概念としての「平等」は、政治の世界で「一人一票」という手法でのみ達成可能であると¹⁴⁾。より細かく言い換えれば、「境遇」A、B、C、D、etcの差異にもかかわらず「境遇」の平等Xを達成しうるとすれば、そのXは選挙権以外にはありえない。この推論にして正しければ、選挙権の平等のみが、二重の意味での、つまり「境遇」の同等という意味での「平等」と、差別なき「ひとしなみ」の取り扱いという意味での「平等」を同時に具現化しうる、論理的には唯一の制度という次第になる。「論理的」という意味で、容易に、また安易に形骸化する危険性があるだろうが。

ここにおいて、筆者には「デモクラシー」と「平等」を等置するトクヴィルの用語法に多少とも同調する用意が漸くできたことになる。「デモクラシー」の語源は、周知のように、ギリシア語における「人民の支配」であるが、これを、およそ自己の利害に関わる意思決定に成員すべてが参入すべきであるとの原理、という具合に敷衍すれば、まさに、「境遇」A、etcの差異にもかかわらず、各人が一票を行使しうる状況は、「デモクラシー」と「平等」が、近似、重複する状況であって、ここにいたってトクヴィルの用語法に対する筆者の違和感は氷解した¹⁵⁾。

注

なお、仏語文献の引用には邦訳のみを利用した。

- 1) トクヴィル (松本礼二訳) 『アメリカのデモクラシー』第1巻(上)、岩波書店、2005年、9頁
- 2) トクヴィル、前掲書10頁以下
- 3) これはやや誇張した表現ではある。この部分は宇野重規氏の『トクヴィル・平等と不平等の理論家』講談社、2007年、57頁以下に拠っている。説得力ある「序文」解釈なのでこれに従った
- 4) 格差論の論点から自営業者や農漁業従事者が捨象される傾向にあるのはこのためである。もちろん、研究者にとっても被雇用者の方がその収入を補足しやすいことや、また教育社会学者が好んで用いる「学歴格差」との因果関係を論じやすいといった事情もあるだろう
- 5) J. ロールズの「第二原理」、社会的・経済的不平等は、それらが、a) 最も不利な立場にある人の期待便益を最大にし、b) 公正な機会の均等の条件の下で、すべての人に開かれている職務や地位に付随する、といったように取り決められているべきである(矢島監訳、紀伊國屋書店、1979年による)の趣旨をこのように読み取って批判するのが、G.A. コーエン (渡辺・佐山訳) 『あなたが平等主義者なら、どうしてそんなに金持ちなのですか』こぶし書房、2006年、219頁以下 (Cohen, *If You're Egalitarian, How Come You're So Rich*, Harvard University Press, 2000, p.120ff.) である
- 6) これについては、大竹文雄『日本の不平等』日本経済新聞社、2005年が詳しい
- 7) 前掲、『日本の不平等』もそうであるが、佐藤俊樹『不平等社会日本』中央公論新社、2000年も同様である
- 8) 小田「格差論の知識社会学試論」(『天理大学人権問題研究室紀要』第13号、2010年)

「平等」と「不平等」の民主主義論（小田）

- 9) ウォルツァーの「複合的平等」Complex Equality の概念もこれと相似た論拠によると思われる（山口晃 訳『正義の領分』而立書房、1999年、41頁以下、Walzer, Michael, *Sphere of Justice*, Basic Books, 1983, p.18ff.）。なお、これに対する批判として、Miller, David, "Complex Equality", in Miller, et al (eds.), *Pluralism, Justice, And Equality*, Oxford University Press, 1995
- 10) ダール（中村孝文訳）『デモクラシーとは何か』岩波書店、2001年、47頁以下（Dahl, Robert, *On Democracy*, Yale University Press, 1998, p.37ff.）
- 11) 小田『政治原論・あるいは権力と民主主義の理論』成文堂、2007年、48頁以下
- 12) それにつけても奇怪なのは、かのドウオーキーンが、権力と影響力の平等 equality of power and influence を民主主義の構成要件としていることである。権力なり影響力なりが「平等」に配分されるとでも考えているのであろうか（Dworkin, Ronald, *Sovereign Virtue*, Harvard University Press, 2000, p.186ff.）
- 13) ドウオーキーン前掲書のメリットは、デモクラシーを equal concern と捉えている点である。Ibid, p.185
- 14) これと同じようなことを、過去において多くの人が指摘したであろうが、コンテクストは異なるに違いないが、ハンナ・アレントもその著『人間の条件』で同様の文言を記していたとは、川崎修氏の論考によって改めて教えられた（川崎『「政治的なもの」の行方』岩波書店、2010年、113頁）
- 15) ついでながら、ダールの「デモクラシー＝平等」説への筆者の違和感も、彼の「本質的平等」概念を味読することによって氷解した。ダール、前掲書 84頁以下（Dahl, R.op. cit, p.64ff.）